

## 講師謝金規程

平成 24 年 4 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本会が事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第 2 条 謝金の種類は、講師謝金とする。

(講師謝金)

第 3 条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習または実技指導に対して支払う。

(謝金の額)

第 4 条 謝金の基準額は、別表に掲げる。ただし、学会における特別講演等についてはこの限りではない。

2. 第 3 条に該当しないものについては、その都度定める。

3. 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(規定の変更)

第 5 条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

### 附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

| 支 払 対 象 区 分      |                  |  | 1 時間当り支払額 税別     |   |
|------------------|------------------|--|------------------|---|
|                  |                  |  | 県士会員以外<br>及び県外講師 | 島根県士会員                                  |
| 講<br>師<br>基<br>準 | A                | 大学教授・助教授、官公庁局部長級、民間企業役員、<br>著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師、弁護士<br>等、公認会計士、認定作業療法士、専門作業療法士                  | 13000 円          | 一律<br>7000 円<br><br>(交通費及び宿<br>泊費は別途支給) |
|                  | B                | 大学講師、短大・高専助教授、高校教頭、官公庁課長<br>補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者大学助手、<br>短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭など<br>区分 A 以外の作業療法士 | 10000 円          |   |
| 助手               | 区分 A の助手 10000 円 |  | 区分 B の助手 8000 円  |   |

(注)

1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。
2. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。
3. 元職員で、現職による適応区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。
4. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。